

2章 「子ども食堂」と「居場所」論

七星 純子

NANAHOSHI Junko

1 はじめに

「居場所」は、機能分化した制度では対応しきれない領域に、多様な人々の目線から、それぞれが直面する問題の苦しさを了解し合う場所として生み出されたように思う。」(新谷 2012: 246)

「居場所」—この言葉は、1980年代の増えゆく不登校の子どもたちと、その子どもたちを支える実践・運動の広がり契機に社会的意味を獲得していったと言われている(新谷 2012: 33)。そこで訴えられた苦しみやそれを支えた運動は、学校への単一的な適応を要求していた社会を少しずつ変えていく契機になっていった。現在は、不登校の子どもに限らず、乳幼児から高齢者までと幅広い世代に広がっている。

また、昨今爆発的な増加をたどっている「子ども食堂」活動は、「子どもの居場所」と言われている(湯浅 2017: 47)。「子ども食堂」は「子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂」(湯浅 2017: 70)である。この名前で活動が始まったのは2012年であり、2016年は全国で319ヶ所、2018年には2200ヶ所以上の拠点で活動されている⁽¹⁾。2018年6月28日には「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」が厚生労働省の4分野の局長から出された。そこでは、子ども食堂の活動は多様でありながらも「いずれの活動も、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているもの」(厚生労働省 2018: 2)とし、地域における「居場所」として期待されている。また、その対象は子どもにとどまらず、「高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます」(厚生労働省 2018: 1)とし、各都道府県に活動の協力と活動者の責任や役割、連携先や活用できる事業を通知している⁽²⁾。

「子ども食堂」の魅力の1つは前述のとおり活動方法の多様性にある。湯浅誠は「子ども食堂」を活動理念から類型化している。①ターゲット非限定・地域づくりの「共生食堂」で、子どもに限らずあらゆる人を対象にした地域づくりを目的にした場、②ターゲット限定・ケースワーク型の「ケア付き食堂」で、たとえば貧困家庭など困難を抱えた子どもを対象にし「食」を通じて作られる信頼関係を基礎にして課題への対応を行う場の2つにわけられる(湯浅 2017: 76-78)。

また、農林水産省のアンケートによると運営団体は、任意団体、NPO 法人、一個人等であり（農林水産省 2018:6）、拠点も公民館や児童館、他団体・個人等所有の施設（無償や有償）（農林水産省 2018:9）と多様な運営者がさまざまな場所で行っている。開催頻度も月に1度程度から週1回以上（農林水産省 2018:7）と活動者が活動できる範囲で行われている。このことは、子ども食堂活動の理解と推進をしてきた「広がれ、子ども食堂の輪！」全国ツアー関連で作成した活動に関する冊子からもみえる。活動拠点は個人所有地や、公民館、自治会館、学校等で行われているし、食堂の担い手や参加者も子どもから高齢者まで幅広い世代の参加があることも特徴的である。さらに、「子ども食堂」以前からあった活動でも、「食」の提供があれば「子ども食堂」の一環としてもその活動に光があてられた。また、「子ども食堂」は、地域によってはコミュニティづくりの拠点にも位置付けられている⁽³⁾。つまり「子ども食堂」という言葉は、活動形態や場所、担い手や参加者の多様性と、新旧の活動を結び、地域づくりについても表現する言葉となっていった。

このような「子ども食堂」は、定義に照らし合わせれば「食堂」であるから、子どもの食支援ともいえるわけだが、前述のように「居場所」として関心を集めている。そこで本稿では、多様な活動形態をもち地域づくりとしても位置付けられる「子ども食堂」を「居場所」としたときに、これまでの「居場所」研究と比較して、どのような特徴があるものなのかについて、とくに子どもや社会福祉に関わる「居場所」の先行研究を中心に概観し整理を試みたい。

2 「居場所」とは

2.1 「人の居るところ」から「ホッと安心して居られるところ」へ

教育社会学者の住田正樹は、2003年の著書で「居場所」というのは、本来は、文字通り人の居所、人がいるところという一定の物理的空間を意味する。しかし、近年の使われ方は、それに安心とか安らぎとかくつろぎ、あるいは他者の受容とか承認という意味合いが付与されて、自分のありのままを受けて入れてくれるところ、居心地のよいところ、心が落ち着けるところ、そこに居るとホッと安心して居られるところというような意味に用いられるようになってきた」（住田 2003:3）と言っている。

一般用語としての「居場所」について、2000年代以前に発行された辞典には「いどころ」「座る場所」等であったが、2000年代以降の辞典では「身をおちつける場所」などになった（中島ら 2007）。新聞紙面でも「居場所」や「居場所がない」という表現の使用頻度は1995年以降大きな上昇がみられ、その要因には後述する1992年の文部省の提唱が考えられ、が、学校を「心の居場所」としてその役割を果たす必要性を提唱したことをあげている（石本 2009:94）。それ以降、新聞紙面においても、「居場所」に関する書籍も多く出版され、教育分野や心理学分野で多くの研究がされるようになっていった（中島ら 2007、石本 2009）。

また、心理臨床領域の研究を概観した中藤信哉は、心理臨床領域においては、「安心して居られるところ」のほかに「ありのままの自分でいられる場所」という意味で用いられることを確認している（中藤 2013:370）。このように「居場所」という言葉は、不登校の問題を背景に安心感などの心理的な要素を含む言葉として一般的にも使われるようになっていった。

2.2 「居場所」の分類視点や概念の整理

そのような「居場所」はさまざまな視点で捉えられている。藤竹暁は「居場所をもつことができない人間は、生物学的には生きていても、社会的には生きていないにも等しい」（藤竹 2000:48）というほど人にとって「居場所」があることを重視している。そして、「居場所」を①社会的居場所（自分の資質や能力を発揮し、他人から必要とされる場所）—人間的居場所（自分あることをとり戻すことのできる場所）、②一次的居場所と永続的居場所、③匿名的居場所（群衆の一員）—仮想的居場所（メディアの世界）という視点で整理している（藤竹 2000）。

前述の住田は、自己承認、自己肯定感、安心感のある場である「居場所」の構成要素を主観的条件と客観的条件に分けている。（住田 2003:5）主観的条件は、その名の通りで子ども自身が居場所であると実感し、そこが自分の居場所だという意味を付与する主観性である。客観的条件は、関係性と空間性の2つから成り立つ。関係性は「居場所」の「最も重要な要因」（住田 2003:7）で、安心や安らぎ、自己確認、自己肯定感、安定感といった感覚を伴う他者との関係で実感できるものであり、前述した主観的条件を大きく規定する。このような安定的な他者との共感的関係の実際は一定の物理的空間で営まれる。そのため、「他者との関係性は、空間性と意味的に結びつけられ、一体的に組み合わされて「居場所」となる」（住田 2003:7）。この関係性と空間性から「自己を受容し、肯定的に評価してくれるような安定的な共感的関係と結びついている空間が「居場所」なのだ」（住田 2003:11）。

「居場所」研究を概観した阿比留久美によると、「居場所」論における理論的枠組みは、おおよそ①当事者の主観、②他者との関係性の有無、③空間性の有無の3点を大きな整理軸としている（阿比留 2012:36）。また、「居場所」論における「居場所」の解釈としては①受容的空間としての「居場所」、②社会的空間・創造的空間としての「居場所」、③関係性の中での「居場所」の3点をあげている（阿比留 2012:37-39）。

①受容的空間としての「居場所」は、「居場所」という言葉に心理的な意味が付加されていったことから、一般的にイメージしやすい「居場所」といえる。②社会的空間・創造的空間としての「居場所」は、阿比留がいうには「居場所」論と子ども・若者の参画論が結びつけられる中で広く展開されているという（阿比留 2012:38）。学校外の「居場所」として受容的な機能を果たしつつ、子ども・若者の自治や社会とのつながりを能動的に築いていく空間である。③関係性の中での「居場所」は、空間論や身体論と関連づけながら関係性に着目して「居場所」を考察している。受容されながらも（①）、安心して自己表現や能動的な

行動をできるようになるプロセス(②)が描かれている。それにより、受容と能動という矛盾した「居場所」観の結合が可能になっていると阿比留は指摘する(阿比留 2012: 39)。

次に「居場所」概念とそれが求められる背景についてみていきたい。阿比留は「居場所」を「安心して過ごせる場所をつくっていく実践」(阿比留 2012: 43)としたときに、類似性がある親密圏に注目する。親密圏を齋藤純一の「具体的な他者の生/生命—とくにその不安や困難—に対する関心/配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性」(齋藤 2003: 213)を援用しながら、相違点について以下のように指摘する。親密圏は具体的な他者との関係性を必須の条件としているが、「居場所」は個室や公園など場所が「居場所」となることもあり、必ず他者を必要としていない点が異なる。たとえば、ある人の居場所が公園であり、その後知り合いができ関係が出来ていくこともある。そのため「他者との関係性の生成過程を射程に含めることができる点は、「居場所」という概念の魅力と可能性を示すものである」(阿比留 2012: 44)とまとめている。

また萩原健次郎は、現象学的に捉えた身体と「居場所」の関係について整理している。萩原によると、自分という意識は身体なしには存在しない(萩原 2018: 103)。「身体は肉体的な側面だけでなく、自分という意識を支える母体でもある。それは同時に他者やモノや自然に対して意味を感じ取ったり、世界を切り取る母体にもなっている。(中略)自分という存在意識・感覚と結びついて、周囲との関係を取り持つ基点となるのが、この私の身体ということになる。言いかえれば居場所の原点は、ここにある自分という身体なのだ。」(萩原 2018: 103)。

そして、この身体について萩原は、たとえば満員電車では身を固くし身体的苦痛に鈍感になっているときは肉体的な境界よりも縮こまり、逆に車の運転をしていると慣れるに従い車両空間に まで身体意識や感覚が広がるように「物が自分の延長として身体化」(萩原 2018: 105) することがあるとしている。この拡大したり縮小したりする精神性と物質性を両面合わせ持つ身体は「現象学においては「生きられた身体」」(萩原 2018: 105)と呼ばれ、それは「身体が居場所の基点であるというのは、そうした生きられた身体こそが、さまざまな居場所を生み出す基点となっている」(萩原 2018: 105)ことをさす。だから、精神性の伸縮に関わる「居場所」は「他者・事柄・物との相互浸透的な関係性の中」で「互いの存在のかけがえのなさ(交換不可能性)を感受する関係がある」(萩原 2018: 133)。

新谷周平は、心と身体、人と物、自己と他者など区分して扱う近代科学の認識があるにも関わらず、人の精神は身体性と連動していることを表せる言葉としての「居場所」に注目をする。SNSなどの「新しいメディアによる自己の他者や物への伸び広がり」は、一方で人々の精神的安定を支えると同時に、他方で絶えざる不安と承認不足を通じて過剰に他者や物への連動性を高めてしまう」(新谷 2012: 233)とし、「居場所」という言葉は今後も用いられていくとしている。

ここまで見てきたように「居場所」は、不登校の問題を背景に本来の意味に心理面を含め

た意味合いとなり、多くの研究はあるが、その定義を絞ることが難しい言葉となっている。しかし、当人が安心して居られる場所という主観性に依拠したものであり、身体性に関わる「居場所」は、他者、物などの相互関係の中で成り立つものである。しかし、近代科学の認識により、その関係が分断されてしまい、誰もが「居場所」のなさを経験することになる。そのため、「居場所」という言葉は今後も使用されていくものとして位置付けられている。

3 子どもの「居場所」の歴史

ここまで、「居場所」という言葉が心理面も含む言葉として一般化されていったことや、「居場所」の分類や「居場所」により捉えられることについてみてきた。では、子どもの「居場所」はどのような背景や実践と共に注目されていったのだろうか。

田中治彦によると 1960～70 年代の学校外での青少年の健全育成は、青年の家や青年勤労青少年ホーム等の建設が促進され、「集団」で「施設」での活動を通じた集団作りと集団指導が基本であった。しかし 1980 年代には、ゲームやレンタルビデオなどの新しいメディアの登場や受験競争のために塾に子どもたちの時間を奪われ、わずかな時間に少人数で遊ぶことが増えた。また物質的豊かさもあり、それまでの一定程度の規則のある集団での活動の魅力もうすれ「集団から離れる子どもたち」が見られるようになっていったという。

久田邦明によると、戦後は、生活共同体としての地域社会が子どもや若者を育てていた。しかし、高度経済成長期にその生活共同体としての地域社会が機能しなくなり、1960 年代半ばには青少年育成活動が全国規模で組織化された。しかし、1990 年代にこの活動を壁に突き当たり、活動が立ち行かなくなってしまうとしている。「90 年代にはじまった地域活動としての居場所づくりは、後期青少年育成の時代の幕開けを知らせるものだった」（久田 2012: 98）と位置付けている。

住田は「居場所」という言葉の変遷の背景に、前述のように不登校の問題をあげている。住田によりながらまとめると、子どもたちは学校生活の息苦しさ等から不登校になるわけだが、社会的価値観として、子どもは学校に通うものだというものがあり、子どもたちは学校に通えない自分を責める。また、学校への社会的価値観により、学校に行かずに家庭にいることも子どもたちにとっては居心地のよいものではない。不登校になると、学校内外において居心地のいい場所がなくなる。そこで不登校の子どもたちの「居場所」をつくる親たちの運動が生まれ、その先駆けが 1985 年に開設されたフリースクールの「東京シュレー」である。住田は、これ以降子どもの「居場所」という使われ方が広がり浸透していったことから、「東京シュレー」を「子どもの「居場所」の原型」（住田 2003: 4）としている。「子どもの居場所」の源流は、「学校外の学びの場所を作り出し、子どもが自由に通ってくる居場所」（奥地 1992: 49）であった。

一方で、集団指導や集団づくりを直接の目的におかない新しいタイプの取り組みとして、

田中は1975年に世田谷で始まった「冒険遊び場運動」をあげている。「冒険遊び場」とは、自然の草木を活かした遊び空間で、子どもたちが伸び伸び遊べるように原則として禁止事項がないことが最大の特色と言われている（田中 2001: 20）。

田中によると、日本に冒険遊び場を紹介した建築家の大村夫妻は、1975年に東京都世田谷区経堂で「子ども天国」活動を始め、その後2年間夏休みだけ活動をしたあと、同区の桜ヶ丘センター予定地で15カ月毎日「冒険遊び場」を開催する。1979年に国際児童年記念事業として世田谷区立羽根木公園の一角にプレーパークが誕生した（田中 2001: 20）⁽⁴⁾。そして、この活動も「しばしば「居場所」という言葉を使いながら自らの活動を説明」（阿比留 2012: 40）しており、「遊び」の場としての子どもの「居場所」が生まれた。

田中は、この活動の重要性は、公園の改善運動として始まり「子どものための遊び空間」という考え方が提起されたことにありとし、青少年の集団指導による健全育成の行き詰まりに対して新しい方法論として注目された（田中 2001: 22）。また、集団離れをした青少年たちに対して、ふらっとひとりでも立ち寄れて個人利用にも対応できる施設活動も1980年代中頃から増えていき、「たまり場」「居場所」機能を重視した運営が増えていった（田中 2001: 23）。

地域活動としての「居場所」づくりに着目をした久田は、子どもや若者の「居場所」づくりは唐突に出現したわけでないという（久田 2012: 97）。久田によると、伝統社会にあった年中行事時に、子どもたちが活動拠点とする小屋、若者宿など大人と距離を置いて自分たちだけで過ごせる場所があり、このような活動を地域活動としての「居場所」づくりが引き継いだという。さらに、久田によりながらまとめると、生活共同体の地域社会の記憶をもたず、青少年育成活動を市場のサービス関係のように捉える世代が出てくる中で、地域社会で行われてきた青少年育成活動の担い手でもあり、周囲の大人が子どもの育ちに関わる生活共同体としての地域社会の経験や記憶をもつ住民が、地域社会の人間関係を一から創り出す活動としての「居場所」づくり活動を始めていった（久田 2012: 97-98）。

ここまでみてきたように、戦後の日本社会では地域社会が子どもたちの受け皿であったが、地域社会が機能しなくなった後、社会教育として青少年の育成が行われていった。しかし、「集団」、「施設」での活動が行き詰っていくなか、同じく「集団」、「施設」であった学校教育のひずみから、新たな学校外での子どもたちの「学び」の場として子どもの「居場所」が生まれてきた。一方で「遊び」の空間としての子どもの「居場所」⁽⁵⁾や、ふらっと個人で立ち寄れる場が誕生した。また、生活共同体として子どもが育つには周囲の大人が必要だという記憶を持つ人たちを中心に、地域活動としての子どもの「居場所」づくりが盛んになっていった。

こうして、子どもの「居場所」と呼ばれるものは、場の創設に向けた運動を伴いながら、はじめは「学び」の場として誕生し、その後「遊び」をテーマに取り組んできた活動も子どもの「居場所」と認識されるようになっていった。そこでは、集団から個人対応へ、公的施

設のみならず地域へと、対象のあり方と場を変えていった。また、地域活動として子どもの「居場所」づくりは、生活共同体としての地域活動に系譜をもち、地域の人間関係を作りあげていくことも伴いながら実施されていった。当然のことではあるが、ここで見て来たのは子どもの「居場所」であり、「居場所」の主役は子どもであり、どのタイプもその場をつくる大人がいるという構図がある。

4 社会福祉における「居場所」

ここまで、「居場所」という言葉の一般化や研究、また子どもの「居場所」が誕生した背景や系譜についてみてきた。ここでは、「居場所」が扱われている社会福祉における「居場所」についてみていきたい。

4.1 社会福祉政策の「居場所」

「居場所」は貧困の視点からもその重要性が指摘されている。阿部彩は「居場所」と貧困の関係について次のように言っている。経済的貧困は人を拘束し、ゆとり、時間、将来展望、安心感を奪い「さらに、経済的制約は、他者との交流やつながりさえも奪う。(中略)現代社会において経済的地位は、社会的地位を意味し、社会の中で低い順位に常に置かれていることは、精神的に大きな苦痛である。それは、人と敬われないこと、自尊心を失うこと、希望がないこと、につながる。そして、経済的貧困は、究極的には、人々を「社会的孤立」に追い込み、「居場所」さえをも奪ってしまう。」(阿部 2011: 68) さらに、阿部は人間の尊厳を保つうえで不可欠なものとして「つながり」「役割」とともに「居場所」をあげている(阿部 2011: 97)「つながり」は関係からの排除、「役割」は仕事からの排除、「居場所」は場所からの排除である。そしてこのような排除について「社会的排除」という概念に注目をする。「社会的排除」とは「社会から追い出される」(阿部 2011: 5) ことで、「資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組み(たとえば、社会保険や町内会など)から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われることを問題視する」(阿部 2011: 93)。このような貧困の視点の関係する「居場所」は、政策上ではどのようなになっているのだろうか。

鈴木忠義は、貧困・生活困窮者対策をはじめとする社会福祉政策において「居場所」という概念がどのような意味を含んで使われているかを検討している。鈴木によると社会福祉政策で「居場所」は、1998年7月の中央児童福祉審議会企画部会・育成環境部会合同部会の「今後の児童の健全育成に関する意見—子育て重視社会の構築を目指して—」において、「居場所」がない児童の問題が提起されたが、それ以外で「居場所」に焦点があてられるようになったのは最近だという(鈴木 2017: 28)。鈴木は「居場所」というキーワードが使われるようになった1998年～2016年版の『厚生白書』、『厚生労働白書』では、2010年を境に

「居場所」の使用数が顕著に増加していると指摘する（鈴木 2017: 32）。

また、鈴木によると、社会福祉政策における「居場所」概念は、「参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）」、「新しい公共」、「社会保障・税一体改革」、「一億総活躍社会」、「地域包括ケアシステム」、「地域共生社会」というスローガンと関連性がみられたという（鈴木 2017: 40）。

鈴木は、「参加」・「出番」・「役割」といった言葉とセットで「居場所」が語られることが多い（鈴木 2017: 40）と指摘し、たとえば「参加型社会保障」では「参加」と「居場所」が並べて語られる際に「主に労働市場への参入促進が目指される」（鈴木 2017: 40）。一方で「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」とセットで「居場所」が語られるときは、「居場所」を通じて「排除」された人々の労働市場への参入と並行して、地域社会への接合が追及される（同）。

これらのことから鈴木は、社会福祉政策において「居場所」が語られる文脈は、「社会的包摂政策として意味づけられる「居場所」と「経済政策として意味づけられる「居場所」（鈴木 2017: 40）の2つのパターンがあると導いている。前者は、生活困窮に伴って社会から排除された人たちを、労働市場や地域社会に参入させることが目指され、後者は、「一億総活躍社会」に象徴されるように地域参加と同時に経済活動への参加を促すものであった。このため鈴木は「社会福祉政策における「居場所」概念は、労働市場への参入が主な目標として想定されている」（鈴木 2017: 41）と結論づけ、政策における「居場所」概念の意味内容は限定されていると結論づけている。

鈴木の分析から地域の「居場所」を考えてみると、そこは地域社会参入の受け皿ということとなる。厚生労働省の白書における「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」（厚生労働省 2016: 230）。たとえば、「子どもの居場所」と言われるものであっても、政策上は子どもにとっての「居場所」というよりは、そこに関わる大人や若者にとっての地域社会参入としての場としても期待されているといえる。

4.2 児童・青少年福祉としての「居場所」

次に、子どもの「居場所」に関わる政策に注目をする。

①子どもプラン

政策上に「居場所」という言葉が早い時期に注目をされたのは、冒頭でも述べたように教育政策であった。萩原によると、1992年に文部省は「学校不適応対策調査研究者協力会議」最終報告で『登校拒否（不登校）問題について—児童・生徒の心の居場所づくりを目指して』で初めて公文書に「居場所」という言葉が使用される。そこで「すべての子どもに対して学校が「心の居場所」となることの重要性が強調された。（中略）「居場所づくり」という言葉

が学校教育関係者にも広く浸透していくこととなる」(萩原 2018: 23)。

萩原によりながらまとめると、「子どもの居場所づくり」の文部科学省の具体的施策が全国展開されたのは2000年代で、2003年「新子どもプラン」、2004年「子どもの居場所新プラン」であった。萩原によると「新子どもプラン」(2003年)は、1999年の「全国子どもプラン(緊急三ヵ年計画)」^⑥を引き継ぎながら「子どもの居場所再生事業」が新たに加わったもので、さらに「子どもの居場所づくり新プラン」(2004年)への移行で「地域子ども教室」が登場する^⑦。これは「放課後子ども教室」の原型である。「地域子ども教室」は、新プランの終了の2007年3月まで全国に拡大した(萩原 2018: 28)。

「子どもの居場所づくり新プラン」が3ヶ年で終了した2007年に、文部科学省と厚生労働省の共同事業である「放課後子どもプラン」が打ち出され「地域子ども教室」は「放課後子ども教室」へ移行する^⑧。

「放課後子どもプランの推進」については「放課後子どもプラン(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)などの取組について、総合的な放課後児童対策を推進します。特に、就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。」(内閣府 2010: 16-17)。同プラン内の「中高生の放課後の居場所づくり」では「中学生や高校生が、放課後、安全に楽しく過ごせる居場所をつくります。集まった中高生が地域コミュニティに参加することを支援します。」(内閣府 2010: 17)となっている。

ここでの「居場所」は、児童に対しては学校内の場、中高生に関しては具体的な場が不明だが、安心感があり、地域参入を促す場と読みとれる。

②「子ども・若者ビジョン」

その後「子ども若者育成支援推進法」に基づき作成された「子ども・若者ビジョン」(2010年)が出される。その中の「困難を有する子ども・若者の居場所づくり」では、「非行少年の立ち直り支援」、「要保護児童の居場所づくり」、「グループホーム等の居場所づくり」になっていた(内閣府 2010: 13-14)。また「放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり」については、「放課後子どもプランの推進」、「中高生の放課後の居場所づくり」、「体験・交流活動等の場づくり」、「図書館等の充実」(内閣府 2010: 16-17)があげられている。

さらに「子ども・若者ビジョン」の改定である2016年の「子供・若者育成支援推進大綱」には「子供の貧困問題への対応」がある。そこで「居場所」は「ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する」(内閣府 2016: 18)としている。

では、2010年の「子ども・若者ビジョン」では子どもの貧困問題と「居場所」はどのような関係にあるのだろうか。2010年でも「子どもの貧困」(内閣府 2010: 1,4)、「貧困の連鎖」(内閣府 2010: 13)に関して注が目されている。「子どもの貧困問題への対応」(内閣府 2010:

12) では、「経済的困難を抱える家庭への支援」、「ひとり親家庭への支援」「世代を超えた貧困の連鎖の防止」「状況把握」（内閣府 2010: 13）の小項目が取り上げられている。

その中で、2016年の「子供・若者育成支援推進大綱」で「居場所」が取り上げられた文脈の1つである「ひとり親家庭への支援」をみる。そこでは、「子育てと就業の両立のため、保育所の優先入所や家庭生活支援員の派遣等による子育てや家事支援などを推進します。また、母子家庭の母に対する一貫した就業支援サービス等の提供、自立支援プログラムの策定、知識技能の習得に係る給付金の支給等各種就業支援策を推進します。さらに、母子福祉資金の貸付け、公的年金制度による遺族年金の支給を行うとともに、児童扶養手当については、父子家庭にも支給します。また、生活保護の母子加算を引き続き支給します」（内閣府 2010: 13）となっている。このことから、子どもや若者の育成に関して、ひとり親家庭に注目をし、就労支援、親の性別にかかわらず現金給付するなどの支援は読みとれるが、「居場所」との関連は見えない。

ここまでみてきたように、子どもの「居場所」は、学校を「心の居場所」とすることから始まり、主に放課後の児童を中心に展開されていった。一度は地域に活動場所を作ったが、学校にその場を移していった。参加にあたっては、親の就労の有無を問わない部分もあるが、親の就労機会を満たすことも同時に目的になっていた。また、ひとり親家庭などを対象にした場合の「居場所」も親の就労支援が目的ではあるが、放課後児童クラブ・放課後子ども教室が終了した後のもっと遅い時間でも居られる場所の必要性が見出されていった。子どもの放課後の「居場所」は放課後子ども教室等の体験や交流なども行う場から生活支援の場へと役割を拡大していったことが見えてくる。

社会福祉政策上の「居場所」は、主には生活困窮に伴って社会から排除された人たちの労働市場や地域社会への参入が目指される場であった。また、子どもに関する「居場所」にも、親の就労機会の創出の側面があった。特に、子どもの「居場所」は、放課後児童クラブ等終了後の遅い時間にも子どもの「居場所」を確保できない場合の生活支援の場としても期待されていった。

5 これまでの「居場所」論と「子ども食堂」との接続

ここまで、「居場所」について、言葉の使われ方やその要素や分類、「居場所」に関する議論の背景や実践に向けた方針についてみてきたが、ここで「子ども食堂」と「居場所」論との関係についてみていく。

冒頭でもふれたように「居場所」は1980年代に不登校の子どもたちが学校以外で学べる場を創り出していったときに意味を持つ言葉となっていった。そして、その場は子どもの「居場所」の源流でもあった。また、ほぼ同時期に「冒険遊び場」という「遊び」をテーマにした「居場所」の取り組みが始まり、それは新たな方法論として注目もされ、また個人対

応する「たまり場」など社会教育としても新しい「居場所」のあり方が生まれていった。しかし、子どもたちの「居場所」はこれらの取り組みにより突如現れたわけではなく、伝統社会の年中行事や戦後の地域で子どもを育てていた時代の記憶を引き継ぐものたちによる地域活動としての「居場所」づくりがあった。一方、福祉についてみると、「居場所」は主に就労支援や地域参入につなぐための場として登場し、子どもの「居場所」は親の就労を支える側面もあり、体験や交流の場にとどまらず、生活支援の場としても期待されている。

ここまで取り上げきたそれぞれの「居場所」を見てみると、不登校の子どもたちの学校外の学びの場や遊びをテーマにした「冒険遊び場」や児童館などは、子どものための「居場所」であった。また、就労支援や地域参入の場としての「居場所」も、就労を求めている人や社会的孤立状態にある人たちのためにある場である。そこでは、参加者と場の作り手＝「居場所」を作る人の区分がある。

ここでもう一度「子ども食堂」について振り返りたい。「子ども食堂」は、現在の子どもが抱える困難な状況を何とかしたいという思いから生まれた。食事を提供するという共通点以外は、活動形態は多様である。活動場所、活動頻度、担い手、参加者、活動内容もさまざまである。また、「子ども食堂」は、担い手の募集による地域の中の人材発掘、食材の調達のためのネットワーク、周辺住民や学校関係者、他団体に活動の理解を得たり、活動内では解決しきれない子どもの課題に出会い、専門家や他機関に接続を試みたりするなかで、地域づくりを行う契機にもなっている。食堂実践者たちの地域内外のネットワークづくりや中間支援など活動者が活動しやすいように働きかけも行われている。

とくに「共生食堂」の場合、参加者は子どもにとどまらず高齢者や単身者が来ていることもある。また、「食」の支援という生活で培ったスキル（食材の下処理、調理、配下膳、後片付けなど）で活動の運営に関わることができ、学生、子育て世代、高齢者も担い手になっていることがある。この場合は、多くの世代にとっての地域や社会参加の場にもなっている⁽⁹⁾。

また、誰でも参加できるとはいえ「子ども食堂」が理念的にも実践者にとっても主に対象にしたいのは子どもであり、子どもがひとりでも行ける場所にあることが重視される。地域によっては、小学校区内に食堂が1つあることを指標に取り組みを進めている所もあり⁽¹⁰⁾、子どもが自分で歩いていける距離に「居場所」があることが目指される。そのため、生活圏内に場を作ることとなり、また食事の提供を伴うため「居場所」がより生活支援に近づいてきたともいえる。それは「居場所」が放課後児童クラブや放課後子ども教室の終了後の子どもに「居場所」が必要になっていることにも明示されたことにも通じている。湯浅は貧困から考える子どもの「居場所」は①栄養と知識、②体験（交流）、③時間、④トラブル対応（生活支援）（湯浅 2017: 47-58）提供されている場としている。これらは、よく考えるとその多くは子育て家族に求められてきたものである。また、「子ども食堂」が活動の中心においている子どもへの食事の提供も主に家族に求められてきたものである⁽¹¹⁾。つまり、「居場所」

はより生活圏に近づいてきており、家族機能の延長の場としても求められているといえるのではないか。

ここまで見てきたように「子ども食堂」は、①「集団」、「施設」ではない学校外の「居場所」②「学び」や「遊び」という子どもにまつわる問題や課題解決をテーマにして作られていった「居場所」（運動を伴う）、③地域社会で子どもを育てていた時代の記憶をもつ人たちによる地域づくりを含めた「居場所」の3つの流れをもつ活動だといえるだろう。

しかし、この3つの流れを持つ「居場所」は「子ども食堂」だけではないだろう。学習支援や冒険遊び場なども当てはまるし、問題解決や地域で子ども育てるということを目的にっていないわけではないだろう。「子ども食堂」に特筆すべきことは、活動が注目を集めた背景の1つでもある「子どもの貧困」（七星 2018）があげられるだろう。その問題が加わり、学びや遊びを享受するための生活の部分への支援が加わるようになった。お腹が空いていれば、遊ぶことも学ぶことも出来ない。まずは、学びや遊びに向かえる生活を支援する場が必要であることが見えるようになってきた。

さらに、経済的な貧困だけでなく、経験や関係性の乏しさが指摘され、ひとり親家庭の子どもなど困難を抱えている子どもだけでなく、あらゆる子どもが対象となった。また、とくに「共生食堂」の場合は、関係性の豊かさの経験のためにも参加者も子どもに限定することなく、担い手にもさまざまな人が関わり、多世代の出会いと交流の場となりつつある。それが参加者と場の作り手という関係を崩し、さまざまな人が関われる場を作り出し、多くの人の「居場所」にもなっている。

つまり、学校外教育や遊び、就労支援や地域参加、地域づくりという3つの流れをもった「居場所」は、「子ども食堂」をとりあげることでその3つの流れが合わさり、さらに新たに生活圏内の子どもの生活支援の場としての期待が加わった。そこは、食を通じた生活支援でもあり、あらゆる世代が関われる「居場所」として整理できる⁽¹²⁾。

6 おわりに

本稿では、「居場所」づくりが生まれた背景や実践に向けた方針と「居場所」としての「子ども食堂」の関係についてみてきた。「子ども食堂」は、学校外の学びや遊び、保護者の就労機会の創出や地域づくりというこれまでの「居場所」の実践の融合ともいえるが、学びや遊びなどの学校外の活動を享受できるための生活の支援の一端でもあり、それまで生活の土台を支えることを期待されていた家族機能の補完としての「居場所」でもあることがみえてきた。また、活動の担い手側からみると食事の提供という生活の中で培う事のできるスキルが活きる場でもあり、参加しやすく、特に関係性の豊かさの経験を求める「共生食堂」の場合は多世代の参加があり、参加者と場の作り手の境界を融解し、関わる人の「居場所」といえる場になるという特徴があった。

しかし、多世代が対象になると「子ども食堂」なのに「子どもの居場所」になっていないという指摘があるだろう。前述した「居場所」論の「居場所」の解釈に照らし合わせれば、とくに子どもの能動性を発揮できるような場の創出は（社会的空間・創造的空間）、子どもの「居場所」には重要な要素だろう。対象を限定することに意味もあるし、実践の詳細を検討する必要はある。ただ、ここで私たちが「居場所」という言葉を違和感なく使う背景には、前述した近代科学の認識や市場の拡大、雇用の不安定さ、労働のもつ代替可能性などの社会状況が関係しているだろう。前述した萩原は「居場所」には、「互いの存在のかけがえのなさを感じ受ける関係」があるとしていたが、その機能の1つである家族は世帯構成人数の減少、単身者の増加、未婚率の上昇、共働き世帯の増加に対する支援策の不足などから、その機能を果たすことが難しくなってきた。また、虐待の増加など家族のもつ暴力性も指摘されている。

そのような中で「子ども食堂」は、生活の場にあった「互いの存在のかけがえのなさを感じ受ける関係」を、家族と関係の深い「食」を通じて家族の外に作ろうとしているともいえる。定義や分類に照らし合わせると、少なくとも他者のいる場を主体が「居場所」と感じるには、安心感や受容性が必要となり、「子ども食堂」では「居場所」と感じる身体に必須の食事が提供される。それは、生活圏＝子ども歩いていける距離の中に、食事の提供を通じながら個人のかげがえのなさを確認し、安心できる非暴力の空間を創りだそうとしているともいえるのではないだろうか。このような取り組みが求められる背景を今後さらに追及していきたい。

注

- (1) 朝日新聞 2016年7月2日朝刊1面「子ども食堂、300ヶ所超す貧困・孤食、広がる地域の支援」、2018年4月4日朝刊1面「子ども食堂、2200ヶ所、自治体補助広がる、支援団体調査」より。
- (2) 同年7月5日には文部科学省より「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について（通知）」が2局長から各都道府県等の教育委員委員長に出され、そこでも厚生労働省の通知が参照されている（文部科学省 HP）。
- (3) 『広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック』、『広がれ、こども食堂の輪！ 活動ガイドブック 地域とつながりづくり』、『こども食堂あんしん手帖』より。
- (4) ちなみに、桜ヶ丘の冒険遊び場づくりに関わった母親たちが、その運動通じて地域の高齢者に出会い、その経験をもとに1983年に配食サービス等の食支援を行う「老人給食協力会ふきのとう」を設立した。この団体が中心になって1986年には高齢者の配食サービス団体の連絡会である「全国老人給食連絡協議会」が発足され、1995年に「全国老人給食協力会」、2017年は「全国食支援活動協力会」に改名しながら中間支援を行ってきた。

この「冒険遊び場」運動に関わった経験や記憶を持つ中間支援組織が、子ども食堂活動の理解と活動普及を求めて 2016 年に開始した「「広がれ！子ども食堂の輪」全国ツアー」に事務局として関わっている（老人給食協定会〈ふきのとう〉1989、全国食支援活動協定会 HP）。

- (5) 子どもの遊びの場として児童福祉法の規定される児童館も、子どもの「居場所」としても取り上げられている（野沢 2005）。
- (6) 「全国子どもプラン（緊急三ヵ年計画）」は「平成 14 年度からの完全学校週 5 日制の実施にともない、平成 11 年度から 13 年度までの 3 年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した」プランである（文部科学省 HP）。
- (7) 萩原によると「地域子ども教室」は、活動場所は各受託団体に委ねられ、社会教育施設や公園、神社など地域コミュニティの中核となる場で、地域の実情に合わせて展開されていたという（萩原 2012: 27-28）。
- (8) 「放課後子ども総合プラン（平成 26 年 2014 年）」「新・放課後子ども総合プラン」（2019 年から）となっている。
- (9) 活動の担い手にとっても「居場所」になることは、高齢者の会食会やサロン活動も同様の特徴がみられる。「子ども食堂」の特筆は、「子ども」が対象の中心であり、幅広い世代が対象となりうることもである。より家族機能の延長の要素が強い印象もある。「食」を取り扱う活動と「居場所」の関係についての検討は今後の課題としたい。
- (10) 明石市では 2016 年から全小学校区に 1 つ子ども食堂ができることを目指している（神戸新聞 NEXT2018 年 11 月 14 日） 「子ども食堂を全 28 小学校区で展開 明石、自治体ぐるみで実現」
- (11) 日本において、家族と食卓を囲むイメージは結びついていて、それは家庭啓蒙ために明治期に導入されたものであり（表 2010）、常に家族に求められてきたわけでない。
- (12) ただちに付け足さなくてはならないのは、ここで述べたことはすべての「子ども食堂」の実践をあらわしているわけではないということである。繰り返しになるが「子ども食堂」は多様な活動である。最近では、大手コンビニエンスストアのファミリーマートが「ファミマこども食堂」を全国 2000 か所で 2019 年 3 月より開催すると発表した（ファミリーマート HP）。ますます、活動形態も担い手の属性もその機能も多様化するだろうし、「居場所」として何を重視するかは団体ごとに異なってくるだろう。また、「子ども食堂」は、毎日開催するところもあるが、月数回の開催が多く生活支援とはいいいきれないだろうし、身近に活動がないところもあるだろう。「子ども食堂」の実践における検討は今後の課題とする。

参考文献

- 阿部彩, 2011, 『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂』講談社.
- 阿比留久美, 2012, 「「居場所」の批判的検討」田中治彦・萩原健次郎編『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版社, 35-51.
- 新谷周平, 2012, 「居場所が生み出す「社会」の構築」田中治彦・萩原健次郎編『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版社, 231-247.
- 石本雄真, 2009, 「居場所概念の普及およびその研究と課題」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3 (1) :93-100.
- 奥地圭子, 1992, 『学校は必要か』日本放送出版協会.
- 表真美, 2010, 『食卓と家族—家族団らんの歴史的変遷』世界思想社.
- 齋藤純一, 2003, 「親密圏と安全性の政治」齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版, 211-236.
- 鈴木忠義, 2017, 「社会福祉政策における「居場所」概念の検討—『厚生白書』・『厚生労働白書』を通して—」『部落問題研究：部落問題研究所紀要』(222): 26-45.
- 住田正樹, 2003, 「子どもたちの「居場所」と対人的世界」住田正樹、南博文編『子どもたちの「居場所」と対人的世界』九州大学出版会, 3-17.
- 田中治彦, 2001, 「子ども・若者の変容と社会教育の課題」田中治彦編『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房, 15-35.
- 中島喜代子・廣出由・小長井明美, 2007, 「「居場所」概念の検討」『三重大学教育学部研究紀要』(58) :77-97.
- 中塚久美子・河合真美江・丑田滋, 2016, 「子ども食堂 全国に300カ所超す 貧困・孤食 広がる地域の支援」『朝日新聞縮刷版 2016 (7)』(1141) 朝日新聞社, 61-62.
- 中藤信哉, 2013, 「心理臨床における「居場所」概念」『京都大学大学院教育学研究科紀要』59:361-373.
- 七星純子・米村千代編, 2018, 「なぜ、子ども食堂は社会的インパクトを与えたのか—「子ども」イメージの崩壊と「食」を通じた居場所づくりの可能性—」『支援と連携の社会学—家族・地域・若者—』千葉大学大学院人文公共学府 研究プロジェクト報告書 第332集:3-22.
- 野澤秀之, 2005, 「児童館と子どもの居場所」『現代のエスプリ』(457) :143-153.
- 萩原健次郎, 2018, 『居場所—生の回復と充溢のトポス』春風社.
- 浜田知宏, 2018, 「子ども食堂 2200カ所超 支援団調査 自治体補助広がる」『朝日新聞縮刷版 2018 (4)』朝日新聞社, 135.
- 久田邦明, 2012, 「地域の青少年育成活動と居場所づくり」田中治彦、萩原健次郎編『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版社, 92-107.
- 「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー実行委員会テキストプロジェクト, 2017, 『広が

れ、こども食堂の輪！活動ガイドブック』.

———, 2018, 『広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック 地域とのつながり編』.

「広がれ、こども食堂の輪！」推進委員会こども食堂あんしん手帖作成プロジェクト, 2018,

『こども食堂あんしん手帖 みんなで“おいしい”を続けるために』.

藤竹暁, 2000, 「居場所を考える」藤竹暁編『現代のエスプリ 別冊 生活文化シリーズ3』
至文堂, 47-57.

湯浅誠, 2017, 『「なんとかする」子どもの貧困』角川新書.

老人給食会編著, 1989, 『老人と生きる食事づくり 老人給食協力会くふきのとう>の記録』
晶文社.

【Web 資料】

一般社団法人全国食支援活動協力会 HP

(<http://www.mow.jp/aboutusnew.htm> : 閲覧日 2019.2.6)

神戸新聞 NEXT, 2018, 「子ども食堂を全28小学校区で展開 明石、自治体ぐるみで実現」

(<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/201811/0011819261.shtml> : 閲覧日
2019.2.26)

厚生労働省, 2018, 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上
留意すべき事項の周知について（通知）」

([https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-
Koyoukintoujidoukateikyoku/0000213463.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000213463.pdf) : 閲覧日 2019.2.18)

内閣府 HP, 2010, 「子ども・若者ビジョン」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/vision.pdf> : 閲覧日 2019.2.3)

内閣府 HP, 2016, 「子供・若者育成支援推進大綱」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/taikou.pdf> : 閲覧日 2019.2.4)

農林水産省 HP, 2018, 『『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携
で食育の環が広がっています～』

(<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html> : 閲覧日 2019.2.17)

文部科学省 HP, 「新子どもプラン[平成17年度主要施策]」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/week/zudata01 : 閲覧日 2019.2.4)

文部科学省 HP, 2018, 「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について（通知）」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1406759.htm : 閲覧日 2019.2.18)

ファミリーマート HP 「「ファミマこども食堂」を全国で展開」

(http://www.family.co.jp/company/news_releases/2019/20190201_99.html : 閲覧日
2019.2.18)